

## 予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：農林水産業費 項：農業費 目：主要農作物対策費

### 事業名 水田農業構造改革推進事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

農政部 農産園芸課 米麦大豆係 電話番号：058-272-1111(内4120)

E-mail：c11423@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 9,840 千円 (前年度予算額：9,840 千円)

#### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	9,840	0	0	0	0	0	0	0	9,840
要求額	9,840	0	0	0	0	0	0	0	9,840
決定額									

## 2 要 求 内 容

### (1) 要求の趣旨（現状と課題）

#### ① 経緯

- ・ 平成30年産米から国による米の生産数量目標の配分が廃止され、米の供給過剰による米価下落が懸念されるため、計画的な米生産の対策として、農業再生協議会が主体となる米の需給調整を運営しているところ。
- ・ 米穀の需給調整に関する事務費については、国が定額助成を実施してきたが、三位一体改革の税源移譲に結びつく国庫補助負担金の改革に位置づけられ、平成18年度からは県に税源移譲されている。

#### ② 現状と問題点

- ・ 農業再生協議会が主体となる新たな米の需給調整の円滑な運営のため、市町村や農業協同組合とも連携することが必要がある。
- ・ 米の需給と価格の安定を図る上で、需要に即した主食用米の計画的な生産を推進する必要がある。
- ・ 市町村は、地域の農業振興の観点から、地域の水稲等作付動向を把握した上で、翌年度以降の米の作付計画面積等について、農業協同組合や地域農業再生協議会等へ指導助言を行う必要がある。
- ・ 農業協同組合は、地域の米生産者に対して、米の販売動向の情報提供や、長期安定的な取引、新たな販路確保等の販売戦略に基づく、計画的な米生産を誘導する必要がある。

## (2) 事業内容

地域一体となった米の需給調整の着実な実行に向け、需要に応じた米生産の推進に係る取組に要する経費を助成。

ア 事業実施主体

市町村、農業協同組合

イ 対象とする取組

①市町村 米の需給調整の周知や体制強化

作付動向の把握

指導助言、情報提供の実施

②農業協同組合 合意形成に向けた活動

品質や、生産性の向上を図る栽培技術の確立

産地と実需者等との結びつきの強化

## (3) 県負担・補助率の考え方

県、市町村、農業協同組合が役割分担の中で連携した上で、米の需給調整を着実に実行するために必要な支援であり、県の負担は妥当である。

## (4) 類似事業の有無

無

## 3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	9,840	1 市町村あたり180千円×42市町村=7,560千円 1 農業協同組合あたり326千円×7農業協同組合=2,280千円
合計	9,840	

## 決定額の考え方

## 4 参考事項

### (1) 各種計画での位置づけ

ぎふ農業農村基本計画(R3~R7)

安心して身近な「ぎふの食」づくり

3 水田農業における安定供給体制の構築と新たな展開

## 県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

### (事業内容)

補助事業名	水田農業構造改革推進事業費補助金
補助事業者（団体）	市町村、農業協同組合 (理由) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第7条で役割が規定
補助事業の概要	(目的) 米の需要と価格の安定のため、計画的な米生産の実施 (内容) 市町村及び農業協同組合が行う需要に応じた米生産の推進に係る取組に必要な経費を助成。
補助率・補助単価等	<del>定額</del> ・ <del>定率</del> ・ <del>その他</del> （例：人件費相当額） (内容) 市町村 定額、農業協同組合 1/2以内 (理由) 補助率については、国が需給調整に関する事務費を定額助成で実施してきたが、平成18年度から県に税源移譲されていることから、市町村に対しては定額。 農業協同組合については、地域の米生産の課題解決に向けた現地実証の実施に必要な経費の補助のため、自己負担額が1/2程度となるよう算出。
補助効果	市町村及び農業協同組合が行う取組の円滑かつ効果的な実施を促進。
終期の設定	終期 令和7年度 (理由) 米穀の需給調整に関する事務費は、国が定額助成を実施してきたが、平成18年度からは県に税源移譲されているため（三位一体改革の税源移譲に結びつく国庫補助負担金の改革による）、2年後に見直しを行うこととする。

### (事業目標)

<p>・終期までに何をどのような状態にしたいのか</p> <p>主食用米の需要は減少傾向にある中、需要に即した主食用米の計画的な生産が、各地域で推進されること。併せて、飼料用米、加工用米等の非主食用米の作付けで、水田を水田として維持されること。</p>
--

### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R1)	R4年度 実績	R5年度 目標	R6年度 目標	終期目標 (R7)	達成率
①水稲生産面積 (飼料用米等含む)	2.5万ha	2.5万ha	2.5万ha	2.5万ha	2.5万ha	100%

補助金交付実績 (単位：千円)	R2年度	R3年度	R4年度
	12,300	9,560	9,745

(これまでの取組内容と成果)

令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組内容と成果を記載してください。 飼料用米等の非主食用米の作付け拡大によって水稻生産面積が前年度と同面積となり、水田を水田として維持することができた。</li> </ul>
	指標① 目標： <u>2.5万ha</u> 実績： <u>2.5万ha</u> 達成率： <u>100</u> %
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組内容と成果を記載してください。 飼料用米等の非主食用米の作付け拡大によって水稻生産面積が前年度と同面積となり、水田を水田として維持することができた。</li> </ul>
	指標① 目標： <u>2.5万ha</u> 実績： <u>2.5万ha</u> 達成率： <u>100</u> %
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組内容と成果を記載してください。 飼料用米等の非主食用米の作付け拡大によって水稻生産面積が前年度と同面積となり、水田を水田として維持することができた。</li> </ul>
	指標① 目標： <u>2.5万ha</u> 実績： <u>2.5万ha</u> 達成率： <u>100</u> %

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</li> </ul>	
(評価) 3	米の生産調整の見直しにより、生産者の裁量性が拡大し、競争力強化につながる一方、米の需要減少に伴う米価下落のため、水田農業経営の悪化にもつながることが懸念されることから、需要に応じた米生産の推進を行うことは妥当である。
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり(単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり) 2：期待どおりの成果あり(単年度目標100%達成) 1：期待どおりの成果が得られていない(単年度目標50~100%) 0：ほとんど成果が得られていない(単年度目標50%未満)</li> </ul>	
(評価) 2	主食用米から飼料用米等の非主食用米の作付け拡大など、地域の実情に合わせた米生産が推進・誘導されている。
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</li> </ul>	
(評価) 2	県で画一的な指導を行うのではなく、各市町村により各地域の実情に合わせた取り組みを支援することで、円滑かつ効果的に需要に応じた米生産の推進の取組が実施されている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> <li>事業が直面する課題や改善が必要な事項</li> </ul> <p>平成30年産米から国による米の生産数量目標は廃止となった。また、近年の米の需要量の減少に伴う米価下落が課題となっている。今後は、生産者自らの経営判断で需要に応じた生産が行い安定した米生産ができるよう支援していくことが重要となる。このため、米の需給と価格の安定のため、関係機関が連携し、地域一体となって需要に応じた計画的な米生産を推進することが課題となっている。</p>
--

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

市町村が行う米穀の需給調整に関する事務費は、国が定額助成を実施してきたが、平成18年度からは県に税源移譲されているため、（三位一体改革の税源移譲に結びつく国庫補助負担金の改革による）市町村、農業協同組合を事業主体として、地域一体となった需要に応じた生産を推進する。